

日本語の参照文法書をめぐって なぜ日本語の参照文法は書かれないか

加藤重広

Reference Grammars of Japanese

KATO, Shigehiro

Keywords: grammars for reading, verse, agglutinativeness, philological tradition, school grammar

キーワード: 解釈文法, 韻文, 膠着性, 文献学的伝統, 学校文法

1. 日本語における参照文法書
2. 前近代までの日本における文法の位置づけ
3. 文法成立と近代
4. 総括—日本語に参照文法書がほぼ存在しない理由

1. 日本語における参照文法書

参照文法書が、「言語 X について、その言語についての個別知識がなくても、言語学的な基礎知識があれば、記述内容について理解できるように書かれている、包括的に言語規則をまとめたもの」のように解してよいのであれば、日本語について日本語で書かれた「参照文法書」は存在しない。

ここでは、ごく一般的かつ常識的に、参照文法書が、「言語 X について、その言語の全体像が把握できることを意図して、記述的な態度で、言語学的な情報を記し、通読せずとも必要な部分だけを参照して求めている情報が得られるように構成・執筆されたもの」としておこう。このような簡単な定義で重要部分は「通読せずとも必要な部分だけを参照して求めている情報が得られる」であろう。通読すれば全体像を把握するとともに必要な情報も得られるであろうが、類型論や通言語学的観点でさまざまな言語の事実やデータが必要なときには、適切な文献資料にならない。

参照文法書には、データの豊富さと記述量の多さ、また、例外や逸脱事象にも言及するような網羅性が求められると思われるが、カテゴリーを考えずに動詞 1 つ 1 つに詳細な記述をすれば、それは辞書に近づいてしまう。またデータ量や記述量（具体的には例文数で測ることもできる）

加藤重広, 2022. 「日本語の参照文法書をめぐって：なぜ日本語の参照文法は書かれないか」. 渡辺己・澤田英夫(編)『参照文法書研究』.(アジア・アフリカ言語文化研究 別冊 02.) pp. 21–37. DOI: <https://doi.org/10.15026/116957>



This work is licensed under a Creative Commons Attribution 4.0 International License.

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>

と網羅性は比例関係にはなく、特定の言語の状況をどれだけ網羅しているかを見極める科学的な基準があるわけではない。よって、データ量・記述量と網羅性が重要であることは理解しつつも、今回はこの点については論じることを控えることにする。

メタ言語を日本語に限定せずに考えても、日本語を対象言語として「参照文法書 (reference grammar)」の名がついているものは、管見の限り、Martin (1975) と Vovlin (2003) くらいである。

前者は、1975年にイエール大学出版から初版が刊行され、1987年に東京のタトル出版から、2004年にハワイ大学出版から刊行されているが、初版以外はリプリント版で内容はほぼ同一である。現代日本語を対象にしている唯一の参照文法書と言ってよいが、ただ、出てくる例文は現在の目で見るとやや古めかしさを感じるものがないわけではない。後者は、主に中古の散文を対象にした文法であるが、例文は『古事記』からもとっており、上古から中古(奈良時代から平安時代)までの日本語を対象にしていると言ってよい。日本における古典文法の研究書を踏まえてはいるが、phonology や writing から説き起こすなど、全体の構成は参照文法書と呼んで差し支えないものと言えるだろう。古典語文法についての参照文法書は珍しく、その点でも価値はあるが、現代語文法から古典語文法に拡張して行く方向性が一般的だとすると、もっと現代語の参照文法書が豊富に存在すべきだと思う者は多いだろう。

このほかにも日本語に関する文法書のたぐいはもちろんある。英語で書かれたものでは、Hinds (1988) や Kaiser et al. (2001) などがあるが、これらは日本語文法の概説書といった趣で、上に述べた「参照文法書」の特質を十分に具えているようには見えない。ほかにも、2000年以降に、いわゆる *Handbook* のたぐいが多く上梓されているが、これらは例えば生成文法の枠組みで網羅する、というように特定の理論的枠組みがまずあり、その記述と説明に必要なデータがあるという構成になっている。ここでは個々の書名はあげないが、日本語文法に関する概説書も相当数あるものの、機能文法や談話文法といった観点で書かれていることが多い。

もちろん、日本語で書かれているもの、より正確に言うならば「日本語を母語とする研究者が母語の文法について網羅的に記した文法書」ということになるが、その種の文法書があまた存在しているにもかかわらず、参照文法書とは呼べない文法書であるのはなぜか、いわば例外的な1冊ないしは2冊を除いて日本語に参照文法書が存在しないのはなぜか、について考察することがこの小論の目的である。

2. 前近代までの日本における文法の位置づけ

辞書にしても文法書にしても、書籍の形態にまとめる以上、なんらかの実用的な意味を想定して著者は執筆すると考えるのが自然である。需要を市場原理の中で考えなくとも、必要とする人がいることを想定できなければ、著者は執筆の動機を持ちにくいだろう。この節では、日本語の文法書がどのように書かれてきたのかを簡単に振り返ることにしたい。

2.1. 日本における「文法」の意識

「文法」は司馬遷の『史記』などでは「法律の条文」の意で用いられ、平安期の日本語でもその用例が確認されるが、中世末以降に「文章作法」の意で用いられるようになり、grammarの訳語に用いられるのは近世末に至ってのようである。あとで確認するが、19世紀前半以降明治期でも「語法」が混在して用いられており、当初は「語法」のほうが優勢だった観がある。また、やはり近世末に現れた「文典」は、文法書に相当する意味で広く用いられている。

2.2. 文法意識を生じさせたもの：膠着性と韻文

日本語においても、言語規則としての文法が意識されるのは、やはりことばを文字で書き表すときであったと推定されるが、仮名が作られる以前は、正規の文書は漢文で書かれ、借用した漢字を用いて古代中国語の文法に従っていた。一方、和文を書き表すときは、漢字を表音文字として用いるいわゆる万葉仮名を用い、ある種の棲み分けがあった。しかし、漢語（いわゆる語種としての漢語）が上代日本語に借用されるようになると、和漢混淆文が現れ、孤立語たる中国語と膠着語たる日本語の違いを踏まえて表記を行う必要が生じた。たとえば、天皇が出す「詔」^{せんみょうがき}「勅」は漢文だが、和文で出されるものを「宣命」と言い、(1)に見られるような宣命書を発達させた。

(1) すめらがおほみことらまとのりたまは 天皇詔旨 みましふぢほらのあそみ 久 つかへまつるさまはいま 汝藤原朝臣乃仕奉状者今 乃未爾

ここでは、その後の漢文訓読での送り仮名にあたる部分を漢字で表しているが、それは日本語における活用語の語尾や助詞、形式名詞のたぐいであることが多く、後のヲコト点も助詞や形式名詞や語尾を表していることと整合する。このことは長く（古代）中国語と（古代）日本語の言語接触が生じる場面において、日本語を母語とする者が中国語を読んだり、理解したりする上で、膠着語たる日本語の差異が顕在化する部分として、語尾や助詞、形式名詞に注意が払われ続けてきたとも言えるだろう。母語に関する関心を歴史的に捉え直すと、中国語では音韻や文字に大きく偏っているのに対し、日本語では、文字と音韻も多少は関心の対象であったものの、活用変化といった統語形態論的な関心が強かったことも、対照的な点である。

送り仮名は、文法とあまり関わらない表記の問題のように見えるが、動詞の送り仮名は、音節単位で表示した語幹を漢字で書き、残りの活用語尾を仮名として送るのが本則である以上、現代にあっても活用という統語形態論的システムを意識しないわけには行かない。もちろん、「書く」のように音節レベルで「か」という語幹と「く」という語尾に分けてしまえば本則通りになるものばかりではない。「食べる」のように「たべ」が語幹でも、語幹と連用形・未然形が同じ形態になる一段動詞の場合、連用形を「食」と書いて「たべ」と読ませると、送り仮名のない状態になり、「食」が「ショク」なのか「たべ」なのか判断しにくい場合が生じたり、判断はできてもそれが負担になったりするようでは表記システムとして好ましくない。よって、語幹の一部を送り仮名に回して「食べ」とする例外措置をとる。「わかる」と「わかる」はそれぞれ語幹が「わか」「わけ」なので、本則通りにするといずれも「分る」となってしまう。ふりがなが一般的だった時代には区別できるが、ふりがなを最小限にする現代の表記慣行では区別できない。よって「分かる」「分ける」のように、語幹の一部を送り仮名に回す例外措置で対処する。しかし、「開く」と書いて「ひらく」とよむのか「あく」と読むのかわからないケースや、「認める」が「みとめる」か「したためる」か決めにくいケースもないわけではない。もちろん、これらはいずれも書きことばの規則であって、音声言語だけを用いる上では問題にならない。

前節で述べたように、文字言語を使用する際に規則を決める根拠として広義の文法が必要とされることは普遍的な問題である。文字言語に規範性が強く作用するのも同様の事情と考えてよいだろう。日本における文字言語は、中世あたりまで、支配者階層に占有される傾向が強かったが、正規の公文書は漢文を用い、仮名を用いる和文を漢字仮名交じりで書くのは私信を除けば、和歌を詠む場合が主であった。教養のある者は、漢文で公文書を書き、和文で歌が詠めなければならぬ。作歌の作法と結びついて、表記を含む書きことばの規範やルールが求められることは自然

なことであった。特に作歌上は、伝統的な規範を守ることが教養人の教養のあかしでもある。

和歌を詠むことは、古くから行われているが、長く続けられているうちに、伝統が確立し、規範が生ずることになる。和歌に用いる表現が、日常語にない場合は、新たに学ぶ必要が生じる。話しことばは大きく変化しても、書きことばは古い時代の語彙や文法を残していることがあり、両者の差異は後代になる程、拡大しやすい。よく知られているのは、定家仮名遣であるが、藤原定家(1162-1241)の時期には、日本語における音声変化が文字表記と大きくずれてしまい、混乱が生じていたことを示すと言われる。定家は、オとヲ、エとへとエ、イとヒとキ、の区別にも『下官集』(成立年未詳)で言及しているが、12世紀にはオとヲは音声的に合流して完全に中和していたので、学習抜きに区別はできなかったことだろう。このほかに、中古から中世にかけて、係り結びが崩れ始め、助動詞や助詞の変化も見られるようになったため、これらにも注意を惹起するようになった。例えば、『^{てにはたいがいせう}手爾葉大概抄』¹は歌学における伝書の一つだが、そこでも詞と辞(特に助詞)の関係や、文の切れ目や終え方、係り結びなどに触れている。ただし、これらは表記や呼応の不備によって作歌の質が下がることを避けるために規範として示されたという意味が強く、その意味では、実用的なものとするべきだろう。

和歌のための指南書と見れば日本独自の事情のように見えるが、文学の古態が韻文や詩歌の形態をとっていたことは普遍性のあることであって、その規範を守る実用知識という意味では、特異なことではない。しかし、和歌と文法の親縁性は近代になっても続いたことは特異なことと言えるかもしれない。

2.3. 近代文法への布石

戦国時代に来日した宣教師ロドリゲス(João Tçuzzu Rodriguez, 1561-1634)が著した *Arte da lingoa de Iapam* (1604-1608) と *Arte breve da lingoa de Iapam* (1620) は、16世紀末の日本語について変異も含めつつ、文法などについて記している。それぞれ『日本大文典』『日本小文典』と訳されているが、文法の枠組みはラテン文法の枠組みを使っており、日本語を記述する文法というわけではないが、近代言語学成立以前のことだから、現在の言語学の視点で、日本に「分詞」や「接続法」を導入することを批判しても始まらないだろう。また、動詞の活用変化もラテン文法のパラダイムとして記述しているので、人称や数との一致を持たない日本語の動詞活用としては無駄が多いと日本語の観点からは断言できるが、当時のヨーロッパ人としては慣れ親しんだパラダイムに当てはめてくれた方が、理解しやすかったのかもしれない。これらは、近代になって日本でも知られるようになり、安土桃山時代の日本語資料としていまでも重要な意味を持っている。近世における文法研究で重要なのは、本居宣長に始まる^{やちまた}八衢派と非主流とも言える富士谷成章の流れ(ここでは便宜上「富士谷派」と言う)である。

八衢派と富士谷派は、いわゆる国語学史における重要な研究対象で、すでに多くの成果もあることから、本論では流れを理解する上で必要なことを瞥見するに留める。

富士谷派の祖といってよい富士谷成章(1738-1779)は、『あゆひ抄』と『かざし抄』の独創的な文法研究で知られる。『あゆひ抄』(または『脚結抄』(5巻, 1778))の冒頭では、「師曰く、^な名をもて物をことわり、^{よそひ}装をもて事を定め、^{かざしあゆひ}挿頭脚結をもてことばを助く」と述べている。成章の4大品詞論は、その後、山田孝雄によって再評価され、近代文法論の構築に影響を与えることに

¹ 以前は藤原定家の作と言われていたが、近年では鎌倉時代末ごろの成立と考えられ、別の著者が想定される。

なったが、同時代人であった本居宣長が本居派あるいは八衢派として明治まで続く国学の国語研究の中心であったのに対して、成章の思想はそのまま長く継承されることなく、埋もれていたと見ることができる。ほかに、用言の活用表（よそひのかたがき「装 図」）も画期的業績で、さらにオとヲの所属の訂正やアクセント研究も行なっている。他に著作は、『かざし抄』（または『挿頭抄』（3巻、1767））、きたのべ『北辺成章家集』（1818）がある。『脚結抄』の先見的な点は、「もぞ」や「もこそ」など複合助詞や複合助動詞を1つの形式として分析していることである。これらは「つぎあゆひ継脚結」と呼ばれている。成章の長子・ふじたにみつえ富士谷御杖（1768-1822）は、成章の学説を継承し、『脚結抄翼』『脚結玄義』『俳諧手爾波抄』などを著したが、理論的に見ると大きな発展はなかった。また、仙台の国学者・保田光則（1797-1870）は、『脚結抄考』『脚結抄増補』『挿頭抄増補』等を著し、丁寧の助動詞など成章が挙げなかったものを多少追加した。しかし、この富士谷派はこの後取り上げる八衢派を主流とすると非主流であった。

富士谷派の4品詞とは、名詞を指す「名」、用言を指す「装」、副用語を指す「挿頭」、助詞・助動詞・接尾辞を指す「脚結」である。ここでは、生身の人間にあたる「名」を包んで人前に出せるようにする「装」、髪飾りとして上の方につける「挿頭」、足もとを覆い、固め上げる「脚結」で、人間の身なりに例えて「文」のありようを捉えていることがわかる。これらは、体言と用言と副用語といった「詞」と「辞」に相当し、日本語の品詞分類の第一次区分としては今でも有効性を持っている。

八衢派の祖は、もとおりのりなが富士谷成章よりも八歳年長の本居宣長（1730-1801）である。宣長は伊勢松坂の医者であったが、その学風は長く継承され、後世に大きな影響をもたらした。宣長の残した国語学的な研究は、①係り結びの研究、②活用の研究、③字音・音韻の研究に三大別することができる。特に、③の領域では、門下の石塚龍麿（1764-1823）による上代特殊仮名遣いの発見（現代の知見は橋本進吉による）のほか、五十音図の確定などがある。現在、私たちがよく知る五十音図の原形は、宣長にさかのぼるといえる。「八衢」は八つに分岐するところから入り組んでいて悩みの尽きない状況を比喻するが、本居春庭著の『詞八衢』から八衢派と呼ぶ。

係り結びの存在は、既に定家の時代から言語規則として理解されていたが、それを体系的に明らかにしたのは宣長であった。てにをはひもかがみ『天爾遠波紐鏡』（1771）は、係り結びの原則を一覧にして示しており、「は・も・徒²」、「ぞ・の・や・何」、「こそ」に三区分別し、結びを詳しく示している。この三種類は、ことばのたまのを『詞玉緒』（1779）ではみすぢ三條の大綱おほつなと呼ばれる。第二区分の「の」の係り結びは、現代では、これらによる係り結びと見なさず、呼応する述部が終止形になる第一区分も係り結びに数えないことが多いが、いずれにせよ、体系的に係り結びのしくみを明らかにした功績は大きい。『詞玉緒』は、『天爾遠波紐鏡』の原則について和歌による実例を示しつつ、係りと結びの対応を論じる。書名からも、「詞」を自立語たる体言や用言とし、「緒」をそれに付属する助辞や機能語とする宣長の日本語観を見て取ることができる。『活用言の冊子』では、用言の活用種と行により27の会に分けて、五十音順に配列している。第一会から第六会までは四段動詞があつめられているが、第六会のラ行では「あり・をり」を区別して掲げる。第七会から第十五会までは下二段活用、第十六会・第十七会・第十九会から第廿二会までは上二段活用、第十八会はナ変、第廿三会は一音節の下二段、第廿四会はサ変・カ変、第廿五会は上一段、第廿六会は形容詞ク活用、第廿七会は形容詞シク活用を掲げる。古典文法の活用分類の原形も宣長によってもたらされたも

²「上にこそぞのや何はもなどいふ辞のなきを今かりに徒といふ」とあり、「徒（ただ）」は、松下（1930）に言う「単説」、加藤（2003）に言う「ゼロ助詞」を指していることがわかる。

続しており、次節で見るように、用例に和歌が多く引かれる基盤的な要因ともなった。第三に、膠着語としての扱いの難しさはあるものの、品詞分類に関するいくつかの枠組みが提案された。自立性や活用の有無など現在でも有効な観点もこの時期に確立した。第四に西洋文法との接触があったものの、西洋文法の枠組みで日本語を記述するなど、不整合や問題点は放置されてきた観があり、国学の流れとは没交渉と言ってよい状況が続いた。これに加えるとしたら、この時期においても、和歌をはじめとする古典語の文法という面が強く、話しことばの文法という視点はまだ欠けていた。

また、詳細に記す紙幅を持たないので簡潔に記すが、『^{かたこと}片言』のように規範意識に基づいた語彙やことばづかいへの関心も見られた。安原貞室による『片言』(1650)は、方言や幼児語や俗語など標準語形から外れるものを集めてあり、そこには規範意識(京都方言が規範になっている)の成立がみとれる。方言辞書の性質を持つ各種の『^{はまおき}濱荻』類などの実用書(江戸に上る侍のためのガイドブックの意味もあった)も見られ、『物類称呼』のように各地の方言語彙を集めた語彙集のようなものも作られた。ただ、『物類称呼』は俳諧のためのもので、その意味では実用書であった。近世後半には、辞書のたぐいも多く作られたが、百科事典的な情報を記すものや、字引としての機能が主であるものが大半で、語源に関する諸説を集めたものも一部見られるが、誰もが知る日常卑近語の意味用法も一律に記すような西洋式の近代辞書は19世紀末まで現れなかった。

3. 文法成立と近代

一般には意識されることがなく、言語研究者でもあまり意識しないことであるが、明治維新以後の近代日本は文法の時代、あるいは、文法書の時代と言ってよいほどに、盛んに文法書が書かれ、文法教育にも力を入れた時代であった。明治後期から終戦までの半世紀のあいだに大槻文法・三矢文法・山田文法・松下文法・橋本文法・時枝文法・佐久間文法などが現れており、二十世紀後半にも三上文法・林文法・南文法・渡辺文法・寺村文法など十指に余るものを挙げるができる。このうち、時枝文法や佐久間文法は戦前に現れているが、戦後まで継続して著作が上梓されたこともあり、二十世紀後半にも引き続き、強い影響力を持った。橋本文法も学校文法として現在まで影響力を持っている。紙幅の都合もあり、詳細に論じることはできないが、流れの概略を確認しておきたい。

3.1. 近代文法の起点としての大槻文法

日本初の近代文法と見なされるのは、西欧文典と国学文法の折衷と言われる^{おおつきふみひこ}大槻文彦(1847-1928)による大槻文法(大槻 1891, 1897a, 1897b)である。大槻は、当初近代辞書を作成する際に、品詞などの扱いを明確にしておくべきだと考えて、辞書編纂のための文法を整理することにしたのであるが、その部分を独立させて1891年に『語法指南』として出版、のちに増補し、1897年に『広日本文典』と教授用参考書『同別記』として刊行された。大槻は、その業績から国語学者とされることが多いが、必ずしも国語学の専門家ではなく、歴史や政治に関する著作や業績もあることから、幕末から明治期にかけての教養人と見るのが適切だろう(加藤 2015)。

大槻は『言海』作成の中で、記述の規則として文法の必要性を痛感し、日本語の文法書(当時は「文典」と呼ぶことが多かった)を整備しようとした。『廣日本文典』は1882年には脱稿していたが、『廣日本文典別記』とともに一般向けに刊行されたのは1897年である。一方、『語法指

南』は『言海』に付されたものを文典として独立させ、1890年に教科書用に刊行したもので、『語法指南』の奥付にはそれが辞書の編集方針を定めるための文法概説を転用したものであることが付記されている。『廣日本文典別記』は、『廣日本文典』の付録編と位置づけられ、補釈や参考・持論などを本編に記して煩瑣になるのを避けてまとめて独立させたものである。これからは、文典としての一般性を保ちながら、大槻自身の個人的な見解を分けて述べるという、大槻の姿勢が窺える。

『廣日本文典』は、中古の日本語についての文典で、その構成は、文字篇、単語篇、文章篇に分かれ、文字篇は「仮名」と「漢字」に分けて音声のほか、漢字の部首や書体なども解説している。大槻は物集高見らと「かなのくあい」に参加していたが、自説と一般性のある知見とを区別することを重視していた。大槻文法は、英文法の枠組みを基盤にしていると言われるが、特定の文法書や文法学者の見解をそのまま使うのではなく、多数の文法書を参観してより中立的な見解に基づいて論を構築する慎重さが大槻の性格であり、それが文法にも反映している。

大槻は日本語に、8つの品詞を設定した。それは、(1)名詞(体言)、(2)動詞(用言・作用言)、(3)形容詞(形状言)、(4)助動詞、(5)副詞、(6)接続詞、(7)亘尔乎波てにをは、(8)感動詞、である。うち名詞は、固有名詞・普通名詞・代名詞・数詞の四種に分け、動詞は自他といった文法区分、活用といった形態区分、形容詞は形態区分のみ、助動詞は意味機能により分ける。用言の活用体系は、八衢派の成果が取り込まれているが、助動詞といったカテゴリーは英文法など西欧文典から取り込んだものと言われている。中でも目を引くのは「亘尔乎波」で後の学校文法で言う「助詞」を「てにをは」といった和文法の伝統で括っている。この「亘尔乎波」は第一類(名詞にのみ付くもの)、第二類(種々の語に付くもの)、第三類(動詞にのみ付くもの)のように分けられていて、おおむね第一類が格助詞、第二類が係助詞・副助詞、第三類が接続助詞に相当するが、日本語の格助詞は名詞にのみつくわけではないものもあって、副助詞類も種々の語につくとするのは十分ではないが、大槻の中で西欧文典のよいところは取り込み、しかし、合わないところは日本語独自の工夫が必要だという、合理的な判断があったものと見られる。

3.2. 説明すべき体系としての山田文法

山田孝雄よしお(1873-1958)は富山市出身の国語学者・国文学者で東北帝国大学に国語学講座が置かれたときの初代教授である。国語学・文法学のほかにも、歴史や文学や倫理学などに強い関心を持っていたことは、その著作を見ればよくわかる。上田万年などの当時の国語学者にも見られるが、山田も国粹的な傾向が強かったため、戦後は公職追放の憂き目にもあった。山田は、西欧語の文法を借りなくても、日本語には日本語としての論理と文法があるという強い信念を持っており、西欧文法を引き写すやり方に対する強い拒絶があったと考えられている。

一方で、ヴント(Wilhelm Wundt, 1832-1920)の心理学、特に民族心理学の影響を強く受けるなど、必要な枠組みや手法は西欧に学ぶ姿勢も見られる。文における「統覚」という考え方も心理主義的と評されるが、言語運用を認識思考の主体としての人間から捉えるなど、時枝誠記の言語観に通ずるところがある

山田は、『日本文法論』(山田1908)の冒頭で、それまでの文法研究を振り返り、富士谷成章の4種分類が優れていることを主張している。また、これらの大分類は『脚結抄』の品詞分類とおおむね重なる。山田の品詞分類には、接続詞や感動詞は独立した品詞カテゴリーになっていないが、これらは副詞の一種に数えられる。また以下の表1からわかるように、山田文法には助動

詞という品詞もないが、現行の学校文法などでいう助動詞は一律に動詞の語尾と見て、「複語尾」というカテゴリーに含める。用言のうち、動詞・形容詞を実質用言とし、それ以外を形式用言とした点が、山田文法の特徴となっている。また、大槻文法の「弓尔乎波」は山田文法の「助詞」になり、大槻文法の「助動詞」は上述の「複語尾」に相当することになる。山田文法の品詞体系を整理したのが下記の表である。

表1 山田文法における品詞分類

単 語	観 念 語	自 用 語	観 念 語 → 体 言	実質体言	名詞	
				形式体言	主観的形式体言	代名詞
					客観的形式体言	数詞
			陳 述 語 → 用 言	実質用言	形状用言	形容詞
					動作用言	動詞
				形式用言	形式形容詞	
		形式動詞				
		存在詞				
			(用言の語尾)	(複語尾)		
			副用語	副詞		
	関係語	助詞				

紙幅の都合もあって詳細には論じられないが、観念語と関係語は、現在の（語彙的）概念語と機能語の区分にあたり、自用語と副用語は修飾を受ける基幹的な品詞と修飾をおこなう副次的な品詞という区分に相当する。体言が事物の概念を表し、それについて陳述をおこなう用言という組み合わせは、テーマとレーマの組み合わせを思わせる。後の「陳述論争」の起源がここにあると言ってもいいほどだ。なお、複語尾は表に含めてあるが、山田文法では品詞の一つとは扱われない。大槻は、西歐文典と国学的伝統をうまく調合してバランスをとろうしたのに対して、山田からは日本語には日本語のしくみがあり、それを西歐の知識は参考にしても全体として自前で自分たちの言語を説明できなければならないという強い意思が読み取れる。

山田は、日本人（より正確に言うなら日本語を母語とする者）が日本語の文法を説明できないことはあってはならないことだと考え、母語に内在している論法・論理が文法に反映している以上、それを母語話者として理解でき、説明できなければならないという義務感を動機として、文法書を書いたとも言われる。それは、山田を国粹的・民族主義的と評することにもつながっている。しかし、すべての人間が自らの文化、その一部としての母語や母方言を慈しむことは基本的な人権としての言語権に含まれると考えれば、文法論の背後に母語への愛があることを責めることはできない。

また、大槻が事実を客観的・中立的に述べる記述的な文法であるのに対して、山田文法はなぜこういうしくみになっているのかを「説明する」という姿勢が強い。いわば説明的な文法、説明文法になっているのである。山田文法が、この種の「説明文法書」として現れた事実は、後述するが、近代から現代に至るまでの日本語の文法論の主要な流れを形成するものである。記述した情報を整理して提示するのが参照文法書の大きな特質の1つであるとすれば、それと対立するような流れが文法論における大きなうねりとして20世紀の初めには出現していた、ということである。この「説明する文法」としての説明文法書の特徴は、文法学史においては「山田文法は思

弁的だ」という言い方で片付けてしまうことが少なくないが、日本語を母語とする者は記述的な事実をデータとして既に共有しているのをそれをしくみとしてどう説明するかが重要だとする態度に集約される。当然のことながら、そこでは、日本語がどんな言語か、どのような音韻論や形態論や統語論の規則があるのか、といった記述的な関心は説明の巧みさを追究する態度の背後に追いやられてしまう。語弊が生ずることを覚悟しながら、簡略化して言うならば「説明文法書が参照文法書を駆逐する」のである。

3.3. 松下文法

松下大三郎(1878-1935)による松下文法は、論理的な、普遍文法を思わせる体系性の高さの特徴としている。例えば、思念には「観念」と「断定」の二段階があり、それに対応する言語には「原辞」「詞」「断句」の三段階があるとするが、「原辞」は形態素や語基あるいは語幹に近く、詞は句に近い。明治期から昭和初期には「文」にあたるものを「句」と呼ぶことも多く、「断句」は断定を行う、よって完結性を持つ文の意である(「。」を句点と呼ぶのはその名残である)。文は断定を行うという考え方は、山田文法の「文は統覚作用によって思想が完結性をもって提示されるもの」という考え方と通じるところがある。なお、「花を」「月に」は原辞が連結している「連辞」で一つの詞からなる「単語」でもあるとするので、名詞と助詞という形態素の結合で1つの名詞句ができるとする、理論言語学の句構造文法に近い考え方とは言えるだろう。いわば形式をまず整理してから意味の差異を扱うという手順をとる。母語話者の説明文法では、形式は既知っていることなので、意味の問題を直接議論することが可能であり、意味への傾斜が大きくなりやすい。

松下が、大槻や山田と異なる点は、外国人に日本語を教授した経験を持っていた点³だと思われる。山田の文法論が、日本語を母語とする人々のための文法であるのに対し、松下は日本語を母語としない人々も理解できる文法を意識していると言ってよいだろう。外国人に教授する文法は、実用性が重要であり、それはコミュニケーションに用いる現代話しことばが中心である。山田や大槻も、話しことばを意識していないわけではないが、文語と口語という対比であり、口語は必ずしも当時の話しことばと一致していたわけではない。松下文法は必ずしも日本語教育文法という性質を明示的に持っているわけではないが、国学的な伝統からは距離を置くような姿勢も見える。それは一方で、日本語にだけ当てはまるような特異な文法よりも、日本語を母語としない外国人が見ても理解できるような論法と普遍性を意識することにつながる。大槻から山田にかけては日本人(日本語を母語とする者)のための日本語文法だったが、松下では、日本語に関心を持つ人々のための日本語文法という性質が強まっている点で異なると言える。

松下は、自分の母方言である静岡西部方言(いわゆる遠州方言)についての記述『遠江文典』もものしており、自分の用いる話しことばを基準として考察していた点は、現代言語学の方法論と合致する。ただ、松下は現代言語学の方法論を知っていて音声言語を言語の基本形態とみるのではなく、自らの用いる言語の実態を解明するという強い意志があったのだと推測する。『日本文典』のなかでは、和歌を含む文語と口語が両方とも例文として取り上げられている。当時の口語は、いまの話しことばよりも規範性が弱かったことが関わっているだろう。大正から昭和に移る時期で、まだ文語抜きに文典を成立させるという発想はなかったと考えればよい。

³ 松下は、國學院卒業の七年後に宏文学院(嘉納治五郎が駐日清国公使の依頼を受け、清国からの留学生のために1899年に開設した「亦楽書院」を移転して、1902年に牛込に開いた教育機関。1909年に閉校)で教授として日本語教育に従事している。1913年には自ら日華学院を創設し、清に代わった中華民国からの留学生への日本語教育にあたった。

山田文法は、のちに現れる学校文法にかなり取り込まれているが、松下文法はほとんど取り込まれていない。これは、用語法のずれがその一因だと見ることができるだろう。例えば、名詞にも相や態を設定し、「格」はいわゆる case の意味と部分的に重なりはするが、違いもあって同一ではない。また、動詞にも格と相を設定し、アスペクトやモダリティも「態」として整理している。これは名称・命名法の問題でしかないが、そのまま現在の枠組みに取り込むことを阻む重大な問題点ともなっている。

3.4. 橋本文法と学校文法

橋本進吉⁴ (1882-1945) は、国語音韻史を主たる専門とする国語学者で、領域全般にわたって業績を残すが、文献資料に基づく音韻・文字の歴史的研究が研究の中心をなし、徹底した文献主義を学風としている。係り結びをはじめとする文法研究も行っているが、特に学校文法として知られる文法論は、当時の文部省からの要請に応じて構築していったとみていいだろう（本論では、橋本 1935, 1937, 1959 に基づく）。現在の学習指導要領に相当する教授要目などの指針の策定に関わり、それに合わせて『新文典』という文法教科書を文語篇と口語篇に分けて執筆したのが学校文法に関わる大きな業績である（1931 年刊行、1935 年改訂、1937 年改制）。学校文法あるいは教科文法と呼ばれる文法体系の内容について文部省が詳細に定めていたわけではなく、その方針策定に強く関わった橋本進吉の文法体系を標準的な基盤として利用することが自然な流れであったに過ぎない。1943 年刊の国定教科書⁴『中等文法』も、橋本文法を基盤にしているが、実態は弟子の岩淵悦太郎の執筆によるものである。その後、時枝が新しい文法体系を導入しようとしたり、三上章が執拗に攻撃したり、学校文法に対する批判が巻き起こったりしても、橋本文法に代わる文法体系はついぞ現れることなく、現在に至っている。教育現場では相応の教授内容と利便性を具え、大きな破綻のない橋本文法を別の文法理論に差し替える動機はあまりなく、むしろ枠組みを変えることによる混乱と負担の方が大きい。もっとも、減り続ける国語の授業時間のなかで文法を体系的に扱う機会はなく、文法教育をどうするかということも考えられないというのが現状だろう。

橋本文法の最大の特徴は、形態論的な品詞区分だと言われる。語を自立するかしないかでまず「自立語」の「詞」と「付属語」の「辞」に分け、さらに活用を持つか持たないかで「活用語」と「無活用語」に分ける。詞のうち活用語は用言、無活用語は体言と副用語などになり、辞は活用語の助動詞と無活用語の助詞になる。これだけであれば、非常に機械的で理論的な区分に見えるが、なにを1つの「語」とみるかといった問題がないわけではない。また、活用があるかどうかをどう判断するかという問題も残る。形容動詞が用言に含まれていることは前者に関する問題であり、「単なる」という連体詞と「単に」という副詞に連体形と連用形のような活用関係を認めずに別品詞とすることは後者に関する問題である。他にも、主語になれるのものは名詞、なれないのものは副用語か感動詞とする区分が「詞の無活用語」にあるが、そもそも主語の定義あるいは認定基準が明示されなければ実際の区分が完遂できない。

この形態論的、あるいは、より正確に言うなら、形式的な区分は、深く考えずとも、品詞の区分が可能だということである。そして、それは受動や自発の意味論的理解を求める山田文法・松下文法に比べれば、初等教育や中等教育に向いているとも言えるだろう。理念的な理解を前提に

⁴ 日本では、1903 年から 1945 年まで国定教科書制、それ以後は検定教科書制、それ以前は申告制、認可制、検定制と変遷している。

してしまえば、それを普通教育において全生徒・全学生に課すのには適切でない。しかしながら、主語をどう見分けるか、何が単語かなど、気にしなければ無視できそうな問題が手つかずのまま残されている点は重要である。学校文法は、表層的に日本語の文法を理解しようとするれば役に立つところも多いが、掘り下げて文法の本質や日本語の言語学的特性を理解するようなものとしては設計されておらず、細部においても分析が適用できないところも多い。しかし、その後の一世紀の言語学的発展の成果を知っている我々が橋本文法の完成度を批判しても得るところは少ないだろう。

むしろ、文節が近年、イントネーション・ユニット (IU) として提案されている概念とほぼ重なるものであることがわかってきた点や、当初の橋本文法そのものがかなり山田文法の概念や用語を取り込みながら山田文法のプライオリティに言及していないこと、敬語法についての記述が少なく、戦後になって教育現場で山田文法における敬語論が徐々に取り込まれていったと考えられることなど、整理すべき点は少なくない。橋本文法は、習得すべき文法事項を列挙して例示とともに解説するスタイルで書かれていることは、先行する山田文法やあとに続く時枝文法と対照的な点である。

学校文法としての橋本文法の功罪はここで論じるべきでないので省くが、橋本が自らのことばの規則性としくみとしての口語文法を入り口に日本語文法を理解し、それを基盤に知識の修正と追加を行うことで文語文法を習得するという教授順序あるいは学習階程を定めた点は重要であり、日本の国語教育の方針となって既に一世紀近くが経過している。この方針はいまでも消えておらず、日本の文法教育の方向性を決めたとってもよい。つまり、文語文法を習得することによって古典が読めるようになることが文法教育の目的だと定めたのであり、それはとりもなおさず、文法とは解釈文法であって、文語文法の習得の踏み台として口語文法が設定されるということである。現在は、文法教育や古典教育の比重が減じて、それに合わせて口語文法の教育も以前より時間を割くことが減っているものの、方向性そのものは大きく変わっていないと言えるだろう。

参照文法書は、主に現代の話しことばを網羅的に記述するものであり、母語話者にわかっていることや微妙な差異や機能が説明しにくいことを省いてよい解釈文法とは全く異なる性質を持っている。終助詞や間投助詞の機能をいずれも「強調」とだけ定めてそれ以上の説明を与えなかったり、「詠嘆」という感覚的な理解を要求する機能を定めたりできるのは、共通基盤が大きい母語話者同士の間で用いられる解釈文法だからである。しかし、これは科学的記述と研究を旨とする言語学の研究に資するものとして想定される参照文法書とは相容れない点でもある。

3.5. 時枝文法以降

時枝誠記^{ときえだまこと} (1900-1967) は、東京帝国大学文学部国語学講座で橋本進吉の後任となった国語学者である。時枝文法は、ソシュールを批判的に読み解きながら提唱した言語過程説を軸に詞と辞の組み合わせを基本構造として措定している。時枝の代表的成果と言ってよい『国語学原論』(時枝 1941) はソシュールの訳書の当時の書名『言語学原論』を意識しているのだろう(加藤 2019) が、紙幅の制約から詳細に論じることは控える。重要なことは、時枝は山田孝雄と同じスタイルをとり、先行研究を批判的に検討しながらみずからの研究上の位置を定めた上で、文法に関する枠組みを構築し、文法論の詳細を述べているということである(ここでは、時枝 1941, 1955 にもとづく)。取り上げている先行研究は両者に 40 年ほどのずれがあるので一致せず、時系列で先行研究を網羅的に論じる山田に対して、ソシュールを散発的に論難して言語過程説に至る時枝は、

あまり似たスタイルに見えないかもしれないが、松下や橋本のように先行研究を論じることなく、従ってそれらとの違いを踏まえてみずからの文法論を位置づけるわけでもなく、文法の体系や基礎概念を一から説き起こすスタイルと比較すれば大きくくりには同じカテゴリーに含まれることがわかる。山田は「統覚」という認知処理を鍵概念とし、時枝は「概念過程」という認知処理を言語過程説の基盤としている点で、両者ともに心理主義的と言われることもある。松下や橋本が言語形式によって客観的な記述と分析をめざした点と対照的である。

いまでも研究の独自性を担保する中で、先行研究を批判的に論じながらみずからの立場を明確にしていく方法は一般的であるが、文法全体を体系的に論じる場合には先人どこか決定的な違いがなければ新たな文法体系を提唱する根拠が薄弱になってしまう。枠組みが同じであれば、助動詞や格助詞など個別のトピックを取り上げ、その修正を提案する技術論になってしまう。いわば文法イデオロギーのレベルでは、テクニカルな文法論になる。現在の日本語の文法研究では後者が中心になっていると言っているかもしれない。文法論のスタイルで山田や時枝と同じカテゴリーに分類すべき文法論には、渡辺実による渡辺文法があげられる。

3.6. 日本語記述文法の系譜

日本語記述文法をどう位置づけるかにはいろいろな考え方があると思われる。例えば、益岡隆志(2003: 4)は、現在の日本語文法研究が、「国語学」の伝統を引き継ぐ流れ(渡辺1971, 北原1981ほか)、「言語学」の伝統を引き継ぐ流れ、そして、そのいずれにも直接的には属さない流れの3つがあり、第三の流れを「日本語記述文法」と名づけている。そして、日本語記述文法の流れには、奥田靖雄をリーダーとする言語学研究会⁵の流れ、南文法(例えば、南1974, 1993など)ほかの流れ、三上章から寺村秀夫(寺村門下の研究者のほかに仁田義雄とその門下の研究者を含む)に継承された流れがあるとする(本論では、三上1953, 1959, 寺村1982, 1984, 1991, 1992, 1993を参照)。寺村秀夫は、三上章に指導を受けたり、研究上の交流を持ったりしたわけではないが、「日本語母語話者が持つ言語知識を明らかにする」というみずからの立場を三上章のスタンスに連ねて位置づけた。そして、どこまでを「日本語記述文法」に含めるかの議論を別にする、現在「日本語記述文法」として多くの人が想起するのは、寺村秀夫から仁田義雄・益岡隆志、またその指導を原点としている研究者の系譜であろう。

国語学的な伝統の文法研究は既述のように、文語文法を主とし、口語文法を従とすることが多かった。これは文献学的手法に重点を置く国語学の伝統を考えると、当然であるが、現代の話しことばを主たる対象とする日本語記述文法とはこの点が決定的に異なる。また言語学的な伝統というのはわかりにくい、生成文法をはじめとする理論的な文法分析を想定しているのであれば、あらかじめ具体的な分析手順を定めておかないという点では、日本語記述文法は理論言語学の枠組みと異なっている。

本論では、詳しく取り上げる紙幅がないが、三上章はさくまかなえ佐久間鼎(1888-1970)の佐久間文法に触発されて文法研究に深く入り込み、佐久間が九州大学退職後に学長を務めた東洋大学に博士論文を提出して学位を得ている。佐久間は九州帝国大学の心理学講座初代教授を務めた心理学者である。ただ、この時代は、19世紀以来の伝統でまだ哲学と心理学と言語学は大きな括りで捉えられ

⁵ 高橋太郎・鈴木重幸・工藤浩・松本泰丈・工藤真由美・鈴木泰・鈴木康之・宮島達夫らが参加していたようであるが、参加期間や関わりの深さは一様ではない。一般には、「教科研文法」と呼ばれる文法体系として知られる。専門用語は、「はだか形」「なかどめ」など和語を用いる点で方法論の基礎は共有されていたとみられる。

ることがあった⁶。佐久間は言語学専攻でないこともあって、いわゆる本流としては生み出すことのない成果を生み出した。それは独自の考えに基づくユニークなものとも言えるが、本流から逸脱した傍流とも言えるだろう。言語学専攻であれば基盤的な知識を共有しているがそれが固定観念となってブレークスルーは起こりにくい。本流の固定観念や権威を嫌った三上にしてみれば親近感を覚えるのが佐久間の言語研究だったのだろう。佐久間の言語理論（例えば佐久間 1943 など）は、部分的には知られているが、全体的に継承されているわけではない。しかし、三上の中にその精神が取り込まれ、それを寺村が継承しているという意味では、現代の言語研究においても生きていてよいと思われる。

寺村の言語研究を一言でまとめることは難しいが、自分の用いる日本語を外国語としての日本語（日本語教育）を意識しながら解明しようという点では、松下大三四郎や三尾砂などと同じカテゴリーと考えることができる。「激しい雨が昨夜から降り続けている」の「激しい雨」を「激しかった雨」にすると不自然だが、「激しかった雨ももう止んだ」は不自然ではないといった観察を寺村はいくつも記しているが、これは日本語教育における誤用をヒントにしなげればなかなか思いつかないものである。こういった現象を記述することだけに重点を置き、その言語事実を整理するだけなら、いわゆる *descriptive grammar* の意味での「記述文法」になり、通称と内実に大きな差はなくなる。しかし、寺村文法は、事実の記述にとどまるわけではなく、母語話者にとっての機能や意味の違いを明らかにしようとする方向性を持っている点が異なる。そして、その「意味」は、話しことばを対象とし、話し手や聞き手などの解釈に踏み込んでいる点で、意味論の意味よりも語用論の意味に近く、語用論の意味の割合が大きい。ただ、日本語記述文法の研究では、近年、「語用論」という表現も見られるようになったものの、当初の語用論のイメージがグライス系の哲学的あるいは論理学的色彩の強い枠組みであったせいも、距離を置く姿勢だったことが窺える。これは、系統を重んじる謙虚な姿勢も関わっていると思われるが、後述するように、独自性の極まりがガラパゴス化につながる可能性が懸念されることでもある（加藤（編）2015）。

3.7. 日本語の近代文法の特性

ここまで見てきた代表的な文法はいずれも、先行研究を踏まえて、それを程度の差こそあれ批判して、みずからのポジションを定めてから、文法の全体像を記述するというスタイルをとっている。先行研究を踏まえられない文法も成立するとは思いますが、品詞分類を見ても個々の文法で異なり、同一の体系で分類の実質だけが違うようなものは見られない。そもそも文法を論じる楽しみは文法の体系や枠組みをつくる楽しみでもあり、先人と同じでは面白くない。これは日本語を母語とする人が、母語たる日本語を分析することから帰着する状況であり、いずれも「私の日本語論」の趣を色濃く持っている。もちろん、個々の文法に存在意義を持たせるためには、どこかに違いが必要だという考えもあるだろうが、それは研究が独自性を求める以上、領域や分野を問わない姿勢である。結果として、事実を収集することよりも枠組みをつくるのが優先することになる。

また、日本語の研究は、書きことばを想定して行われ、表記に関心があっても、音声への関心

⁶ 元良勇次郎が 1888 年に「精神物理学」の講義を始めたときは、帝国大学文科大学哲学科においてであり、1993 年に元良が教授として着任したのも哲学科の「心理学・倫理学・論理学第一講座」であった。心理学研究室は 1897 年に設置されるが、東京帝国大学文科大学心理学科が設置されるのは 1919 年である。佐久間は、まだ心理学科がなかったため、心理学を専攻しつつも 1913 年に哲学科を卒業し、1923 年に文学博士の学位を取得、1925 年に九州帝大に着任した。なお、言語学科の前身の博言学科は帝国大学となった 1886 年に 4 つめの学科として設置され、1900 年には言語学科と改称されている。

は薄かった。また、話しことばを対象にする場合でも、音声研究と文法研究が分離する傾向が強く、語彙の研究も切り離される傾向が強い（日本語の文法学者の多くは、IPAの正確な知識を持っていないことが珍しくない）。記述言語学の研究であれば、対象言語の音声から語彙、文法にテキスト収集までを一人の研究者が担うことが多いが、日本語の研究のなかでは、個々の専門家が個別の領域として研究するのが普通である。しかし、これは「分担」しているとも言えない状況にある。というのは、日本語における音声研究が文法研究や語彙研究と統合されることはないからで、多くの場合、それらは没交渉のまま進められているのである。文法研究における形態論の重要性もあまり認識されていない。接辞や倚辞（接語）の認定は日本語文法のテーマというよりも、一般言語学的なテーマと見なされるのが普通である。形態論が文法に不可欠な言語であれば考えがたいことだが、形態論は語彙論で扱えばよく、活用や形態素の話は文法に必要なものと見なされず、形態論が音韻論と統語論を結ぶ架け橋になるというような美しい研究の風景もほとんど見られない。

日本語の研究において分担が成立するとすれば、通時的研究や共時的研究の中で、時代や地域に分担がある場合くらいであろう。言語学が想定する参照文法書が日本語に関して存在しないのは、参照文法書を独力で書くという発想がないだけでなく、統合して参照文法書にくみ上げるという発想がそもそも欠けていることによると考えるべきだろう。

4. 総括—日本語に参照文法書がほぼ存在しない理由

前節までに見たように、日本語を母語とする者がその母語たる日本語についてつくる文法は、特定の目的があり、それは参照文法書の性質が希薄なものであった。中古から近代初期までの文法は、和歌や俳句などの韻文を創作するための指南書の性質が強く、その名残は山田文法や松下文法にも見られる。近世後期の八衢派や富士谷派の日本語の本質をいかに理解し、整理するかという態度が強まる。これは、その出発点においては純粋な学問的関心があったことを示している。とは言え、本居宣長は「詞玉緒」で係り結びの実質を整理しているが、それは藤原定家以来の作歌技巧としての係り結びへの関心を引き継いでいる面がある。この意味では、実用書としての文法という意義が強かったと言える。

近代において、大槻文法は辞書編纂のための品詞区分と語彙研究をおこなったという意味で重要である。それ以降は、現代に至るまで、文法論は先行研究の枠組みを批判しながらみずからの意義を見定めるという方法論が主流であった。この種の文法論では、事実観察に基づく事実の収集と蓄積をおこなった後に理論的な分析を加えるという手順にはならない。まず、理論的な枠組みがまずあり、そこでは先験的に指定される原則や規則が決められ、文法事実はそれを確認する手段になってしまう。これは参照文法書とはまったく逆の方向性を持つと言うしかない。例えば、言語過程説では、概念過程を持つものと持たないものに形態素は二分できるが、なぜ二分できるのかや概念過程の本質性を科学的に検証するわけではない。あらかじめそう定めたからそうなのである。また、詞は概念過程を有し、概念過程を持つものを詞と定義するならば、それはシンプルな循環定義にほかならない。概念過程という理論装置が循環定義を理由に有効性を失うわけではないが、科学的検証の対象にならないのだとすると、その正しさを信仰するか信仰しないかという感性に依存することになってしまう。

ただし、橋本文法は理論に合うように文法事実を整えるという方向性は希薄で、先行研究の枠組みを否定しながらみずからの理論を構築するようなことはしていない。その点で言語事実の観

察と記述に割く労力が多くなり、文法事実が文法理論に従属する他の文法とは一線を画している。もちろん、個々の用語の定義や分類基準が明確でなく、網羅すべきことが漏れている点は重要な問題ではあるが、初等教育から利用できる学校文法には最も適していると言えるだろう。そして、学校文法は古典の文章を読み解くための解釈文法へと集約していく特性を持っている。これは作歌技巧の典範とよく似た実用性を持っていると言える特徴で、理論が優先する他の文法と対照的である。

外国語教育などを踏まえた客体視から始まる日本語記述文法は、話しことばを主たる対象とし、話し手と聞き手の意図や受け止め方を分析対象に含めている点でやや参照文法書に近い特性を持つが、しかし、記述文法という名前とは実態がずれており、言語学における記述文法とは似ているものの、本質に異なる点がある。加えて、広範に記述をしながらも、全体を統合的に体系化するという方向性に乏しく、語用論や談話文法と連携しながら、一般言語学的な成果に近づける可能性があるのに、それを放棄しているようにも見える。よい点を評価するなら母語話者の微妙な感覚をうまく説明する工夫をいくつも重ねてきたと言えるが、逆の見方をすれば日本語研究独自の方向性を強め、研究のガラパゴス化を奨めているということもできる。

以上に加えて、日本語研究では、言語としての日本語を全体的に、かつ、統合的に捉えようとすることはほぼなく、音声・音韻と語彙・形態、文法・統語などに分化して分離しており、それは分担して統合連結するようなものではない。よって、参照文法書のように、情報の多寡や記述の精度の違いこそあれ、網羅的に記述しようとする研究や成果が生じないという事情がある。

日本語で書かれた文法のうちで、冒頭で述べた「通読せずとも必要な部分だけを参照して求めている情報が得られる」という参照文法書の特徴をある程度満たすものは、日本語教師向けの文法教授資料あるいはマニュアルとなるような文献がそれにあたると思われるが、それほど多くはない。例文集や例文辞典もあるが、それも文法事実を解説する部分は多くない。また、何より近年の日本語教育学は、教授法でもカリキュラムなどの運営部分や学習者のメンタルケアに重心が移っており、日本語研究と蜜月だった以前の研究とは異なる様相を呈している。

以上、日本語に関する限り、産出的な実用性のための文法、理論のための文法、解釈と解釈技法のよりどころとしての実用的文法のいずれかしかなく、しかも、文法とそれ以外の領域が分断されたままであることによって、日本語母語話者による日本語参照文法書が生み出されない状況が続いていると考えられるのである。

謝辞

本研究はアジア・アフリカ言語文化研究所の共同利用・共同研究課題「参照文法書研究」（2016-2017年度）の成果の一部である。

参考文献

- 橋本進吉 1935 『新文典：別記 初年用・上級用』東京：富山房。
—— 1937 『改制 新文典 初年級用』東京：富山房。
—— 1959 『國文法體系論』東京：岩波書店。
- Hinds, John. 1988. *Japanese*. (Croom Helm Descriptive Grammars.) London: Routledge. (Series editors: Bernard Comrie and Norval Smith.)
- Kaiser, Stefan et al. 2001. *Japanese: a comprehensive grammar*. (Routledge Grammars.) London: Routledge. (Consultant editor: Sarah Butler.)
- 加藤重広 2003 『日本語修飾構造の語用論的研究』東京：ひつじ書房。
—— 2015 「形容動詞から見る品詞体系」『日本語文法』15-2: 48-64. 日本語文法学会。
—— 2019 『言語学講義』東京：筑摩書房。
- 加藤重広(編) 2015 『日本語語用論フォーラム』東京：ひつじ書房。
- 北原保雄 1981 『日本語の文法』中央公論社。
- Martin, Samuel E. 1975. *A reference grammar of Japanese*. New Haven: Yale University Press.
- 益岡隆志 2003 『三上文法から寺村文法へ 日本語記述文法の世界』東京：くろしお出版。
- 松下大三郎 1930 『改選標準日本文法』東京：中文館。
- 三上章 1953 『現代語法序説：シンタクスの試み』東京：刀江書院。
—— 1959 『続 現代語法序説：主語廃止論』東京：刀江書院。
- 南不二男 1974 『現代日本語の構造』東京：大修館書店。
—— 1993 『現代日本語文法の輪郭』東京：大修館書店。
- 大槻文彦 1891 『語法指南』東京：大槻文彦。
—— 1897a 『廣日本文典』東京：大槻文彦。
—— 1897b 『廣日本文典別記』東京：大槻文彦。
- 佐久間鼎 1943 『日本語の言語理論的研究』東京：三省堂。
- 寺村秀夫 1982, 1984, 1991 『日本語のシンタクスと意味I/II/III』東京：くろしお出版。
—— 1992, 1993 『寺村秀夫論文集』東京：くろしお出版。
- 時枝誠記 1941 『国語学原論』東京：岩波書店。
—— 1955 『国語学原論 續篇』東京：岩波書店。
- Vovlin, Alexander. 2003. *A reference grammar of classical Japanese prose*. London: Routledge.
- 渡辺実 1971 『国語構文論』東京：塙書房。
- 山田孝雄 1908 『日本文法論』東京：宝文館。